

使用済太陽電池モジュールの処理に当たっては、一般的に、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われるが、最終処分にあたっては、廃プラスチック類を最大径おおむね 15 センチメートル以下になるよう破砕等を行う必要がある、また太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、その破砕物はいわゆる安定型 5 品目から除かれる。太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）などを参考に、適切な指導監督に留意願いたい。

### (i) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第 2 条において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、都道府県等がその物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。このため、例えば、浄水場の貯水池において発生する沈殿物が廃棄物に該当するか否かについても、都道府県等において総合的に勘案し判断して差し支えない。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であるから（循環型社会形成推進基本法第 2 条）、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないよう留意されたい。

#### <参考資料>

- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において平成 24 年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について
- ・バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集
- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について
- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）
- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg\\_ref/](https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/)